

令和 3 年度  
(2021 年度)

# 事 業 概 要

令和 3 (2021) 年 4 月  
川崎市健康福祉局

# 目 次

1	健康福祉局の事務	P 1
2	予算からみた健康福祉	P 8
3	令和3(2021)年度 健康福祉局の主な事業	P 10
4	令和3(2021)年度 各部・室における取組概要	
(1)	総務部	P 13
(2)	生活保護・自立支援室	P 14
(3)	地域包括ケア推進室	P 16
(4)	長寿社会部	P 18
(5)	障害保健福祉部	P 20
(6)	保健医療政策室	P 22
(7)	保健所	P 23
(8)	医療保険部	P 29
(9)	総合リハビリテーション推進センター	P 31
(10)	健康安全研究所	P 32
(11)	看護短期大学	P 32

# 1 健康福祉局の事務

## 総務部

### 庶務課

- (1) 局の人事、予算及び決算
- (2) 局の市税外収入
- (3) 局内の連絡調整及び事務改善
- (4) 局事業の調査、統計及び資料収集
- (5) 局所属職員の労務管理及び安全衛生管理
- (6) 公衆衛生及び社会福祉事業従事職員の人材育成並びに社会福祉事業従事者の研修
- (7) 局内他の課の主管に属しないこと

### 企画課

- (1) 局主要事業の企画、調整及び進行管理
- (2) 局事業の広報
- (3) 社会福祉法人（局の所管に属するものに限る。）の認可及び指導監査
- (4) 局指定管理者選定評価委員会
- (5) 福祉サービス第三者評価事業推進委員会

### 保健福祉システム課

- (1) 局の情報化施策の推進
- (2) 福祉総合情報システム

### 施設課

- (1) 局の所管に属する施設の整備
- (2) 健康福祉関係施設整備事業者選定委員会

### 危機管理担当

- (1) 保健、医療及び福祉に係る危機管理（他の所管に属するものを除く。）

## 生活保護・自立支援室

- (1) 生活保護法の施行
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人取扱法の施行
- (3) 福祉事務所との連絡調整
- (4) 生活資金貸付金
- (5) 生活保護法等に係る施行事務監査
- (6) ホームレスの自立支援対策
- (7) 生活困窮者の支援対策

## 地域包括ケア推進室

- (1) 地域包括ケアシステムの推進
- (2) 生活支援体制整備事業
- (3) 一般介護予防事業（多様な実施主体による要支援者等に対する支援等の推進に係るものに限る。）
- (4) 地域看護等の指導及び調整
- (5) 介護予防・生活支援サービス事業（指定事業者に係るものを除く。）
- (6) 認知症施策
- (7) 高齢者の権利擁護
- (8) 地域リハビリテーションの推進
- (9) 難病等の対策（他の所管に属するものを除く。）
- (10) 医療と介護の連携
- (11) 地域包括支援センター
- (12) 障害者相談支援センター
- (13) 地域社会福祉
- (14) 地域福祉計画の推進

- (15) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会との連絡調整
- (16) 民生委員法の施行
- (17) 民間社会福祉事業の振興及び育成
- (18) 災害救助その他援護事業
- (19) 戦没者遺族、旧軍人等の援護
- (20) 日本赤十字社
- (21) 社会福祉審議会
- (22) 民生委員推薦会
- (23) 災害弔慰金等支給審査委員会
- (24) 総合福祉センター

## 長 寿 社 会 部

### 高 齢 者 事 業 推 進 課

- (1) 高齢者施策における保健及び福祉の計画推進
- (2) 老人福祉法の施行
- (3) 介護保険法に規定する施設及び事業者
- (4) 社会福祉施設（他の所管に属するものを除く。）、介護老人保健施設等の指導監査
- (5) 特別養護老人ホーム陽だまりの園、特別養護老人ホームしゅくがわら、養護老人ホーム恵楽園及び総合研修センター

### 高 齢 者 在 宅 サ ー ビ ス 課

- (1) 高齢者のいきがい施策
- (2) 高齢者の在宅福祉
- (3) 福祉有償運送運営協議会
- (4) 高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等構築事業者選定委員会
- (5) 老人福祉センター、老人福祉・地域交流センター及び老人いこいの家
- (6) 公益財団法人川崎市シルバー人材センター

### 介 護 保 険 課

- (1) 介護保険法の施行（他の所管に属するものを除く。）
- (2) 介護認定審査会及び介護保険運営協議会

## 障 害 保 健 福 祉 部

### 障 害 計 画 課

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（他の所管に属するものを除く。）
- (2) 児童福祉法の施行（障害児関係に限る。）（障害者施設指導課及び障害福祉課の所管に属するものを除く。）
- (3) 発達障害者支援法の施行
- (4) 障害者施策における保健及び福祉の計画推進
- (5) 障害者施策審議会
- (6) 総合リハビリテーション推進センター及び地域リハビリテーションセンターとの連絡調整（他の所管に属するものを除く。）

### 障 害 者 施 設 指 導 課

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（同法に基づく施設及び事業者に係るものに限る。）（他の所管に属するものを除く。）
- (2) 児童福祉法の施行（障害児関係の施設及び事業者に係るものに限る。）
- (3) 社会福祉施設（他の所管に属するものを除く。）の指導監査
- (4) 地域リハビリテーションセンター（在宅支援室、日中活動センター及び地域生活支援センターに係るものに限る。）
- (5) 柿生学園、ふじみ園、中央療育センター、地域療育センター、三田福祉ホーム、陽光ホーム、井田重度障害者等生活施設、社会復帰訓練所、わーくす高津及び身体障害者福祉会館

## 障 害 福 祉 課

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（支給決定等、給付費の支給及び地域生活支援事業（他の所管に属するものを除く。）に係るものに限る。）
- (2) 児童福祉法の施行（障害児関係の給付費の支給及び入所措置に係るものに限る。）
- (3) 身体障害者福祉法の施行
- (4) 知的障害者福祉法の施行
- (5) 在宅重度重複障害者等手当等の支給
- (6) 療育手帳制度
- (7) 障害者の在宅福祉（障害者社会参加・就労支援課の所管に属するものを除く。）
- (8) 障害支援区分認定審査会
- (9) 総合リハビリテーション推進センター及び地域リハビリテーションセンター（身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所としての業務に係る部分に限る。）との連絡調整

## 精 神 保 健 課

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（地域生活支援事業（精神障害者に係るものに限る。）及び自立支援医療（国民年金・福祉医療課の所管に属するものを除く。）に係るものに限る。）
- (3) 心神喪失者等医療観察法
- (4) 精神障害者の在宅福祉
- (5) 精神障害者の社会参加促進
- (6) 精神保健福祉審議会
- (7) 総合リハビリテーション推進センター及び地域リハビリテーションセンター（精神保健福祉センターとしての業務に係る部分に限る。）並びにこころの相談所との連絡調整

## 障 害 者 社 会 参 加 ・ 就 労 支 援 課

- (1) 障害者の就労の支援
- (2) わーくす大島の管理運営の調整
- (3) 身体障害者更生資金の貸付
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（地域生活支援事業（他の所管に属するものを除く。）に限る。）
- (5) 障害者の在宅福祉（社会参加及び就労支援に関するものに限る。）
- (6) 障害者及び障害児の社会参加促進
- (7) 身体障害者更生資金貸付審査会
- (8) 心身障害者福祉事業基金運営委員会
- (9) 聴覚障害者情報文化センター及び視覚障害者情報文化センター
- (10) 公益財団法人川崎市身体障害者協会

## こ こ ろ の 相 談 所

- (1) 所の維持管理
- (2) 精神保健福祉に関する相談及び診療

## わ ー く す 大 島

- (1) 所の維持管理
- (2) 利用者の就労支援作業及び生活支援
- (3) 利用者の就労への移行の支援

## **保 健 医 療 政 策 室**

- (1) 保健医療政策に係る施策及び事業の調整
- (2) 医療関係団体との連絡調整
- (3) 地域医療施策の計画推進
- (4) 地域医療審議会
- (5) 救急医療対策
- (6) 災害時医療対策
- (7) 看護師充足対策
- (8) 公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団

## 保 健 所

### 保 健 企 画 担 当

- (1) 地域保健施策の主要事業の企画及び調整
- (2) 健康危機及び災害時の保健医療活動に係る企画及び調整
- (3) 神奈川県公衆衛生協会
- (4) 保健所運営協議会
- (5) 保健所支所との連絡調整

### 健 康 増 進 課

- (1) 地域保健施策の推進
- (2) 健康づくり施策の推進
- (3) 健康増進法に基づく健康増進事業
- (4) 一般介護予防事業（地域包括ケア推進室の所管に属するものを除く。）
- (5) 歯科保健の企画、推進及び調整
- (6) 健康増進法に基づく栄養改善及び調査
- (7) 食育の推進
- (8) 食育推進会議
- (9) 食品表示の総括（栄養成分の量及び熱量に関する表示関係に限る。）
- (10) 原爆被害者の保健
- (11) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導
- (12) 国民健康保険法に基づく保健事業（医療保険課の所管に属するものを除く。）
- (13) 後期高齢者の健康診査

### 環 境 保 健 課

- (1) 公害健康被害補償事業
- (2) 公害保健福祉事業
- (3) 公害に係る健康被害の予防
- (4) 公害に係る健康調査
- (5) 公害に係る健康管理及び保健指導
- (6) 公害健康被害認定審査会及び公害健康被害補償診療報酬等審査会
- (7) 成人ぜん息患者医療費助成
- (8) 成人ぜん息患者医療費助成認定審査会
- (9) 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター

### 医 事 ・ 薬 事 課

- (1) 医務
- (2) 薬務
- (3) 血液対策協議会
- (4) 血液対策センター
- (5) 医療安全相談センター運営協議会
- (6) 精度管理専門委員会

### 生 活 衛 生 課

- (1) 環境衛生の普及啓発
- (2) 環境衛生関係営業の監視、指導、許可等
- (3) 建築物における衛生的環境の確保
- (4) 健康リビング推進事業及び家庭用品の安全対策
- (5) 市民葬儀及び葬祭場（まちづくり局総務部まちづくり調整課の所管に属するものを除く。）
- (6) 専用水道、簡易専用水道、小規模水道等
- (7) 狂犬病予防及び動物の愛護
- (8) 動物愛護センターとの連絡調整

### 感 染 症 対 策 課

- (1) 感染症の発生の予防及びまん延の防止
- (2) 感染症に係る知識の普及啓発
- (3) 感染症に係る医療の提供
- (4) 予防接種（新型コロナウイルスワクチン調整室の所管に属するものを除く。）
- (5) 感染症診査協議会（結核に係るものを除く。）、感染症対策協議会及び予防接種運営委員会

## 食 品 安 全 課

- (1) 食品衛生の普及啓発
- (2) 食品衛生関係営業の監視、指導、許可等
- (3) 食品表示の総括等（健康増進課の所管に属するものを除く。）
- (4) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査
- (5) 中央卸売市場食品衛生検査所との連絡調整

## 動 物 愛 護 セ ン タ ー

- (1) センターの維持管理
- (2) 動物愛護思想の普及啓発
- (3) 動物の適正飼養の指導及び助言
- (4) 犬、猫等の動物の引取り、収容管理、譲渡し及び処分
- (5) 野生鳥獣の捕獲、飼養、販売等の規制
- (6) 動物に係る公衆衛生上の調査研究
- (7) 犬の捕獲及び返還
- (8) 狂犬病の予防
- (9) 特定動物の飼養又は保管の規制

## 中 央 卸 売 市 場 食 品 衛 生 検 査 所

- (1) 所の維持管理
- (2) 中央卸売市場における食品衛生の監視指導
- (3) 食品等の検査及び試験
- (4) 中央卸売市場における食品表示（衛生に関する表示関係に限る。）

## 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 調 整 室

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種

## 医 療 保 険 部

### 医 療 保 険 課

- (1) 国民健康保険の企画、調査、統計及び運営（他の所管に属するものを除く。）
- (2) 後期高齢者医療（他の所管に属するものを除く。）
- (3) 国民健康保険運営協議会

### 国 民 年 金 ・ 福 祉 医 療 課

- (1) 国民年金の企画、調査、統計及び運営
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（自立支援医療（更生医療及び精神通院医療に係るものに限る。）に係るものに限る。）
- (3) 重度障害者医療費助成
- (4) 指定難病医療費助成
- (5) 指定難病審査会

### 収 納 管 理 課

- (1) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納対策の企画及び推進
- (2) 国民健康保険における被保険者及び第三者に係る損害賠償請求等の収納対策の企画及び推進

## 総合リハビリテーション推進センター

### 総務・判定課

- (1) 川崎市総合リハビリテーションセンターの総括
- (2) 総合リハビリテーション推進センターの維持管理
- (3) 自立支援医療（国民年金・福祉医療課の所管に属するものを除く。）及び精神障害者保健福祉手帳制度
- (4) 身体障害者手帳の審査及び更生医療の判定
- (5) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付の運用に係る調整
- (6) 精神医療審査会

### 企画・連携推進課

- (1) 高齢者、障害者、障害児等の保健、医療及び福祉に関する調査研究、連携及び連絡調整並びに人材育成
- (2) 高齢者、障害者、障害児等の保健、医療及び福祉に関する関連施策及び制度との運用に係る調整
- (3) 心神喪失者等医療観察法に係る業務の総括
- (4) 障害者の地域移行支援及び地域定着支援
- (5) 社会的ひきこもりの相談及び自立支援
- (6) 自殺対策
- (7) 医療的ケア児等に係る相談、指導助言及び連絡調整
- (8) 災害時要援護者の避難先に係る調整等

### こころの健康課

- (1) 精神保健福祉に関する相談及び指導助言
- (2) アルコール、薬物、ギャンブル等に係る依存症の相談及び対策
- (3) 精神科救急業務及び退院後支援

### 地域支援室（南部・中部・北部）

- (1) 中部リハビリテーションセンター（中部在宅支援室、中部日中活動センター及び中部地域生活支援センターを除く。）の維持管理
- (2) 高齢者、障害者、障害児等の相談、指導助言、治療及び訓練
- (3) 巡回相談の企画及び実施
- (4) 高齢者、障害者、障害児等の保健、医療及び福祉に関する調査研究、連携及び連絡調整並びに人材育成
- (5) 医学的、心理学的及び職能的判定並びに指導
- (6) 補装具の処方及び適合判定
- (7) 心神喪失者等医療観察法に基づく対象者の処遇
- (8) 関係機関への技術援助及び技術講習の提供
- (9) 災害時要援護者の避難先に係る調整等

## 健康安全研究所

- (1) 所の維持管理
- (2) 試験検査の企画、調査及び統計
- (3) 公衆衛生従事者の研修
- (4) 感染症情報センター
- (5) 微生物学的試験検査及び調査研究
- (6) 衛生動物の試験検査及び調査研究
- (7) 理化学的試験検査及び調査研究
- (8) その他公衆衛生上必要な試験検査及び調査研究



# 看護短期大学

## 事務局

- (1) 4年制大学設置の準備
- (2) 4年制大学の学生の入学

## 総務学生課

- (1) 短期大学（施設）の維持管理
- (2) 教授会（教授会の下に設置される委員会を含む。）
- (3) 短期大学の規程
- (4) 研究事務
- (5) 学生の入学、退学、卒業及び学籍
- (6) 教育課程及び授業
- (7) 図書館に係る図書及び資料の管理
- (8) 学生の厚生及び保健衛生
- (9) 学生の課外活動
- (10) 公開講座
- (11) その他学生及び学生団体
- (12) 他の所管に属しないこと

## 2 予算からみた健康福祉

令和3(2021)年度川崎市一般会計予算

(単位:百万円)

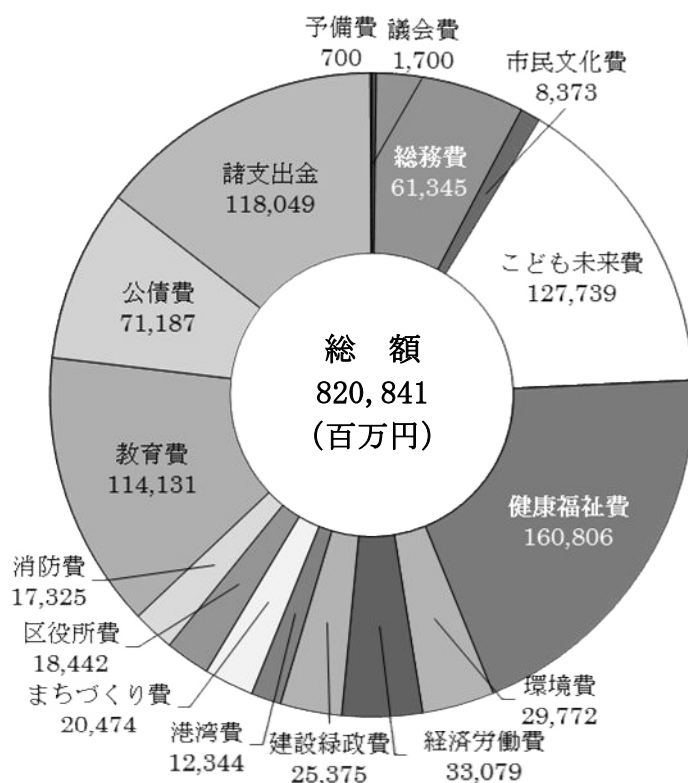
	令和3年度		令和2年度		比 較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
議 会 費	1,700	0.2%	1,688	0.2%	12	0.7%
総 務 費	61,345	7.5%	53,462	6.7%	7,883	14.7%
市民文化費	8,373	1.0%	9,729	1.2%	△ 1,356	△ 13.9%
こども未来費	127,739	15.6%	126,782	16.0%	957	0.8%
健康福祉費	160,806	19.6%	154,130	19.4%	6,676	4.3%
環 境 費	29,772	3.6%	25,050	3.2%	4,722	18.8%
経 済 労 働 費	33,079	4.0%	22,908	2.9%	10,171	44.4%
建 設 緑 政 費	25,375	3.1%	44,439	5.6%	△ 19,064	△ 42.9%
港 湾 費	12,344	1.5%	10,365	1.3%	1,979	19.1%
まちづくり費	20,474	2.5%	24,515	3.1%	△ 4,041	△ 16.5%
区 役 所 費	18,442	2.2%	17,525	2.2%	917	5.2%
消 防 費	17,325	2.1%	17,148	2.2%	177	1.0%
教 育 費	114,131	13.9%	101,194	12.8%	12,937	12.8%
公 債 費	71,187	8.7%	71,470	9.0%	△ 283	△ 0.4%
諸 支 出 金	118,049	14.4%	111,558	14.1%	6,491	5.8%
予 備 費	700	0.1%	500	0.1%	200	40.0%
合 計	820,841	100.0%	792,463	100.0%	28,378	3.6%

※端数調整の関係で、合計が一致しない場合があります。

令和3(2021)年度川崎市一般会計予算

川崎市の令和3(2021)年度一般会計予算は8,208億4,131万円で、対前年度比で3.6%の増となっています。

そのうち、健康福祉局関係の予算は1,608億0,582万円で、一般会計予算に占める割合は19.6%と最も多く、対前年度比は4.3%の増となっています。



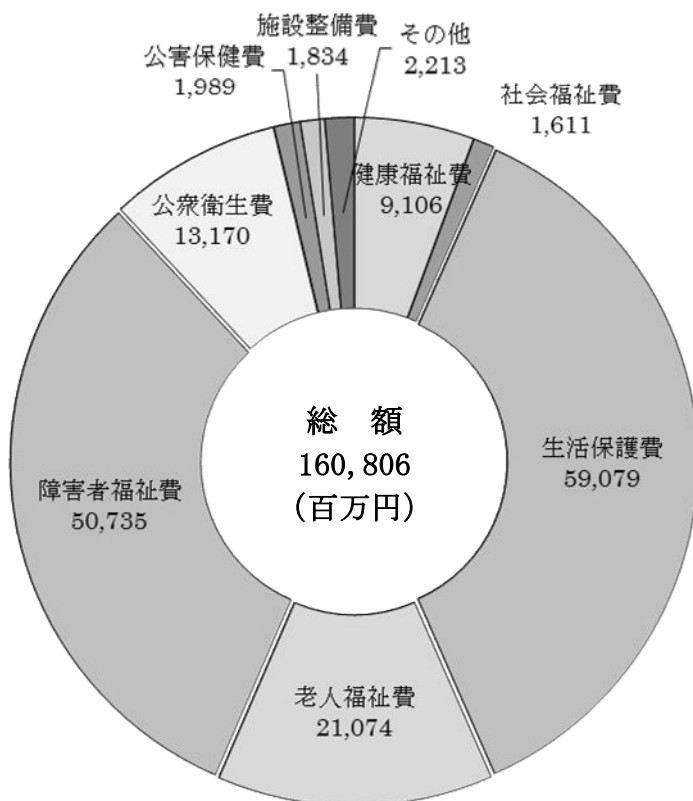
令和3(2021)年度健康福祉局関係歳出予算内訳

(単位:百万円)

会 計	科 目	令和3年度		令和2年度	比 較	
		予算額	構成比	予算額	増減額	増減率
一 般 会 計	健 康 福 祉 費	9,106	5.7%	9,128	△ 22	△ 0.2%
	社 会 福 祉 費	1,611	1.0%	731	880	120.4%
	生 活 保 護 費	59,079	36.7%	58,879	200	0.3%
	老 人 福 祉 費	21,074	13.1%	18,313	2,761	15.1%
	障 害 者 福 祉 費	50,735	31.6%	47,286	3,449	7.3%
	国 民 年 金 費	282	0.2%	284	△ 2	△ 0.7%
	公 衆 衛 生 費	13,170	8.2%	10,675	2,495	23.4%
	公 害 保 健 費	1,989	1.2%	2,017	△ 28	△ 1.4%
	保 健 衛 生 施 設 費	1,097	0.7%	929	168	18.1%
	保 健 所 費	38	0.0%	49	△ 11	△ 22.4%
	看 護 短 期 大 学 費	796	0.5%	537	259	48.2%
	施 設 整 備 費	1,834	1.1%	5,308	△ 3,474	△ 65.4%
<b>一 般 会 計 計</b>		<b>160,806</b>	<b>100.0%</b>	<b>154,130</b>	<b>6,675</b>	<b>4.3%</b>
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業	120,559	49.9%	119,142	1,417	1.2%
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	17,351	7.2%	17,302	49	0.3%
	公 害 健 康 被 害 補 償 事 業	78	0.0%	78	0	0.0%
	介 護 保 険 事 業	103,695	42.9%	102,629	1,066	1.0%
<b>特別会計計(健康福祉局関係のみ)</b>		<b>241,683</b>	<b>100.0%</b>	<b>239,151</b>	<b>2,532</b>	<b>1.1%</b>

※端数調整の関係で、合計が一致しない場合があります。

令和3(2021)年度健康福祉局予算(一般会計)



一般会計における健康福祉局関係予算の主な増減を見ると、障害者福祉費が3,449百万円の増となること等により、一般会計における健康福祉局関係予算は、対前年度比で4.3%の増となりました。

また、特別会計については、国民健康保険事業や介護保険事業の増により、全体で1.1%の増となりました。

# 3 令和3(2021)年度 健康福祉局の主な事業

## 【総合的なケアの推進】

**地域包括ケアシステムの推進** (介護保険事業特別会計含む) 121,776千円

○川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括ケアシステム連絡協議会による顔の見える関係づくりや、ポータルサイト等の様々なツールを活用した情報発信等による意識づくりの取組を推進します。

○統計情報等を整理した地区カルテを活用し、コミュニティ施策等とも連携を図りながら、地域課題の共有・解決に向けた取組を推進します。

**認知症対策・権利擁護事業の推進** (介護保険事業特別会計含む) 355,781千円

○地域の医療体制及び連携体制の更なる強化のため、認知症疾患医療センターを2か所増設し、市内4か所体制とします。(拡充)

○認知症高齢者、障害者等が適切に成年後見制度を利用できるように、広報、相談及び後見人支援等の機能を担う中核機関を設置するなど、制度の利用を促進します。(拡充)

**災害救助その他援護事業の推進** 69,804千円

○災害時における医療・福祉拠点の機能強化等に向けた取組を推進します。

・高齢者・障害者施設の被災状況等の一元的管理のための情報共有システムの導入(拡充)

## 【自立生活に向けた取組の推進】

**生活保護業務の実施** 58,470,080千円

○生活に困窮する市民に対して、最低限度の生活を保障するため生活保護費を支給します。また、医療扶助費の適正化を推進するとともに、面接相談員を増員します。(拡充)

**生活保護受給者等に対する自立支援の取組** 1,824,628千円

○だいJOBセンターにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響により増加した生活困窮者からの相談に適切に対応できる体制を確保し、困窮状態から脱却できるよう自立に向けた支援を行います。(拡充)

○金銭管理に不安がある生活保護受給者に対して、自立支援プログラムに基づき、生活費の支払や貯蓄、家計管理の支援など、日常生活の自立に向けた支援を行います。(拡充)

○生活困窮者・ホームレス自立支援センター等における自立支援施策を実施します。(拡充)

## 【高齢者が生きがいを持てる地域づくり】

**いこいの家・いきいきセンターの運営** 930,925千円

○高齢者の心身の健康増進を図るため、いこいの家や、いきいきセンターを管理・運営します。

**高齢者外出支援乗車事業の推進** 3,428,695千円

○高齢者フリーパス等のICTの導入に取り組みます。(拡充)

## 【高齢者福祉サービスの充実】

### 介護人材の確保・定着支援の実施

409,852千円

○感染症発生に対する応援職員の斡旋等を支援する取組や、総合研修センターにおいて市内事業所の支援に従事する職員に対し研修を実施することで資質向上等に取り組みます。  
(拡充)

○福祉人材の確保に向けて、介護ロボット等の整備費を補助します。(新規)

### 高齢者の多様な居住環境の整備

3,546,652千円

○要介護高齢者の増加を踏まえ、特別養護老人ホーム等の介護サービス基盤の整備を進めます。

○老朽化が進む民間特別養護老人ホーム及び民間養護老人ホームの大規模修繕に対する支援により、計画的な修繕を促し、入居者が安心して施設を利用できる環境を整備します。  
(新規)

### かわさき健幸福寿プロジェクトの実施

33,390千円

○要介護度等の改善・維持の成果を上げた介護サービス事業所に報奨金等のインセンティブを付与する「かわさき健幸福寿プロジェクト」を実施し、取組意欲の向上を促します。

## 【障害福祉サービスの充実等】

### 障害福祉サービス基盤の整備

17,011,003千円

○高津区における地域生活支援拠点となる、障害者通所施設の整備に向けた取組を推進します。(令和5年度完成予定)

○川崎授産学園の老朽化に伴う再編整備を進めます。

### 地域リハビリテーションの推進

180,551千円

○総合リハビリテーションセンターの開設に合わせて、障害者、高齢者等が可能な限り住み慣れた場所で暮らし続けることができるよう、年齢や疾病、障害の種別等で限定しない、全世代・全対象型の地域リハビリテーションを推進します。(新規)

## 【健康で快適な生活と環境の確保】

### 新型コロナウイルス感染症対策の実施

2,731,826千円

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、相談窓口の開設、受診・検査体制の構築、クラスター対応、医療費助成等を実施します。(新規)

## 【医療供給体制の充実・強化】

### 救急医療体制確保対策事業の推進

1,029,237千円

○休日や夜間における診療や重症・重篤患者に対する医療を適切に提供し、周産期医療を含めた救急患者の円滑な受入体制の確保等を図ります。(拡充)

### 看護師確保対策事業の推進

336,117千円

○看護人材の安定的な確保のため、市立看護短期大学の四年制大学化に取り組みます。

**新型コロナウイルス感染拡大下の大学授業の実施**

243,008千円

○オンラインを活用した遠隔授業を実施し、市立看護短期大学内のインターネット環境を整え「新たな時代に相応しい教育の実現」を図ります。(新規)

**【生き生きと暮らすための健康づくり】**

**がん検診等の実施**

2,233,950千円

○がんで亡くなる方を減らすため、各種がん検診を実施します。また、コールセンターや、郵送による個別受診勧奨により、受診率の向上を図ります。

## 4 令和3(2021)年度 各部・室における取組概要

### (1) **総務部**

#### 1 社会福祉法人の認可・指導監査

健康福祉局が所管する高齢・障害等の社会福祉事業に関する社会福祉法人の設立・認可にあたり、広く社会福祉に関わる事業の趣旨・目的や透明性の確保等の観点から、本市における福祉サービスの向上に寄与するべく審査等を行います。

また、運営開始後の社会福祉法人の適正・適切な法人運営を図ることを目的として、定期的に実地による指導監査を行うとともに、法人事務局職員を対象に、法人運営手続き等に関する指導講習会を開催します。

#### 2 情報化施策の推進

関係局及び事業所管課と連携を図りながら、局内の新たな情報化施策への対応や個人情報保護の強化に取り組むとともに、福祉総合情報システム・保健所総合システムの運用管理やシステム導入に係る業務支援により、各事業の適正で効率的な執行を推進します。

#### 3 施設の整備

健康福祉局が所管する土地や建物の財産管理及び施設建設に係る業務について一体的に担い、関連情報・専門知識・ノウハウを集中させ、業務執行の効率化を図るとともに、関係局及び事業所管課と連携しながら、建設手法の検討、建替え・長寿命化の推進、新規施設を設置・運営する法人の選定、施設建設・修繕に係る調整等に取り組めます。

#### 4 医療・保健・福祉分野における災害対策の推進

医療・保健・福祉分野における災害対策の推進に向けて、総務企画局や各区役所等と連携を図りながら、局内における全体調整を行うとともに、災害時において福祉施設や在宅の要援護者の情報を集約し、迅速な対応を行う福祉分野における体制の整備を進めます。

また、自力での避難が困難な方を地域での助け合いにより支援する災害時要援護者避難支援制度や、災害時の避難生活に何らかの特別な配慮が必要となる高齢者や障害者等の受け入れを行う二次避難所等について、地域関係団体や各社会福祉法人等からの協力を得ながら、実効性の高い仕組みづくりを進めていきます。

## (2)

# 生活保護・自立支援室

### 1 生活保護制度

生活保護制度は、憲法 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。生活保護の相談・申請窓口は、現住所地の福祉事務所になり、生活に困窮する本人か、同居する世帯員が申請する必要があります。生活保護は世帯単位で行うことを原則としていることから、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、民法に定める扶養義務者の扶養や他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先して行われます。それでも、最低限度の生活を維持することのできないときに、国が定める基準で計算する最低生活費と申請する世帯の収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた額が、生活保護費として支給されることとなります。

川崎市の生活保護の動向としては、平成 4(1992)年 2 月の被保護世帯数 6,151 世帯、平成 4(1992)年 5 月の被保護人員数 8,816 人を底に、増加が続いていました。近年は、減少傾向となっており、令和 3(2021)年 1 月には 23,836 世帯、29,877 人となっているところですが、引き続き、新型コロナウイルス感染症による様々な生活への影響が懸念されるため、今後の動向を注視していく必要があります。世帯類型別の世帯数としては、「高齢者世帯」数が 12,978 世帯で、被保護世帯の半数を超えています。また、主に稼働年齢層で失業を理由に被保護世帯となった「その他世帯」数が 3,980 世帯であり、就労支援による自立の助長が求められています。

令和 3(2021)年度は、当初予算において生活保護業務の実施にかかる経費として 585 億円を計上し、福祉事務所のケースワーカーによる被保護者への生活保障と自立助長を基本としながら、一人ひとりの能力や意欲に合った就労支援や直ちに就労に向けた取組を行うことが困難な被保護者に対する就労準備支援、貧困の連鎖の防止に向けた子どもへの学習支援、被保護者の健康の保持等に着眼してその予防や指導を行う健康管理支援、民間賃貸住宅などの居住確保支援に取り組むとともに、生活保護制度の適正実施の確保に向けて、不正受給の防止や医療扶助の適正化の強化充実を図ります。

### 2 ホームレスの自立支援対策

本市のホームレス数は、平成 15(2003)年の 1,038 人をピークに減少に転じ、令和 2(2020)年には 214 人にまで減少していますが、この調査結果には、終夜営業店舗等に起居する人が含まれていないなど、住居不安定層の動向を全て把握しているとはいえないという実状があります。

ホームレス等の自立支援に向けた取組は、「第 4 期川崎市ホームレス自立支援実施計画」に基づいて実施しており、「ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化等



への対応」「自立支援センター退所者の再野宿化の予防」「医療的視点に基づいたきめ細やかな相談や支援の実施」に重点を置き、安定した地域生活の実現をめざして、巡回相談員による市内のホームレスの訪問、生活困窮者・ホームレス自立支援センターの運営、再野宿の防止と地域定着を目的としたセンター退所後の住居への訪問、年末年始の緊急援護事業等の施策を推進しています。

令和 3(2021)年度は、民間アパート等を活用して生活困窮者・ホームレス自立支援センターの受け入れ枠の拡大を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等による居所喪失者の増加に対し、ビジネスホテルを活用して対応します。また、長期に路上等で起居するホームレスの自立を図るため「ホームレス訪問型自立支援住宅事業」を実施します。

### **3 生活困窮者の支援対策**

生活困窮者自立支援法に基づき、失業等により経済的に困窮した生活困窮者が、生活保護に至る前の段階で早期に支援を受け、安定した生活ができるよう川崎駅前に設置した「川崎市生活自立・仕事相談センター（呼称：だいJOBセンター）」において、生活困窮者の日常的・社会的・経済的自立に向け、就労支援、精神保健支援、居住支援及び法律相談等の専門相談支援等を行っています。また、相談者の利便性の向上等を目的に、週1回、高津区役所、宮前区役所、多摩区役所及び麻生区役所において出張相談を実施しています。

だいJOBセンターでは、経済的な問題だけでなく、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、様々な専門分野の支援員が、利用できる支援制度の整理、各種窓口への同行による必要な手続きの補助など、相談者に寄り添った支援を実施しています。

その他、相談者の体力・能力、職種、時間帯など求職者の状況に合った求人を開拓し、紹介する生活困窮者就労支援事業、直ちに就職活動を行うことが困難な者に対して、就労に向けた基礎能力を整えるための支援を行う就労準備支援事業、失業等により住居を失う恐れのある方等に対する住居確保給付金事業の申請・相談受付及び家計の状況を適切に把握し、家計の改善の意欲を高めることを支援する家計改善支援事業等を実施し、生活困窮者の自立促進を図ります。

# (3) 地域包括ケア推進室

## 1 川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築

「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とした「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき、川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築に向けて取組を推進します。

推進ビジョンにおける第2段階のシステム構築期として、意識の醸成と参加・活動の促進に向けた戦略的広報を進める「意識づくり」、医療やケアが必要になっても安心して暮らし続けることができるように、専門多職種連携による在宅医療の充実と医療・介護連携の強化等を進める「仕組みづくり」、地域課題の共有・解決に向けて、地区カルテを活用し、各区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）を中心とした地域マネジメント等を進める「地域づくり」に取り組みます。

## 2 地域福祉の推進

令和3（2021）年3月に策定した「第6期川崎市地域福祉計画」に基づき、「住民が主役の地域づくり」、「住民本位の福祉サービスの提供」、「支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり」、「連携のとれた施策・活動の推進」を基本目標として、地域福祉の向上を進めます。

また、地域でのきめ細やかな支え合いの促進を図るため、更生保護関係、社会を明るくする運動、戦没者遺族援護関係、赤十字、地域見守りネットワーク事業等の着実な取組と、社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会の活動支援を行います。

## 3 地域のネットワークづくりの推進

住民同士が互いに気かけ、様々な生活上の課題に対して「発見の目」となる支え合いの仕組みづくりに向けて、区役所と連携しながら、市民をはじめ、民間事業者や多様な主体が顔の見える関係を構築し、地域特性に応じた地域のネットワークづくりを進めます。

また、地域の多様な主体間の相互連携の推進や、地域による見守りのネットワークなどの必要な地域資源の開発に向けて、地域支え合い推進事業を推進していきます。

## 4 認知症施策

今後も認知症高齢者は急激な増加が見込まれており、令和7（2025）年には、全国で約700万人前後、川崎市でも7万2千人を超えると推計しています。

こうした中、国の認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症予防の取組、認知症高齢者の

早期発見・早期対応に向けた幅広い普及啓発、支援のための医療と介護の連携、徘徊へ対応するためのネットワークの構築、認知症家族介護者に対する支援など、本人やその家族のためのケア体制を整備することが必要となっています。そのため、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活支援や、医療と介護の連携、川崎市成年後見制度利用促進計画に基づく取組など権利擁護体制の推進に努めます。

## **5 在宅医療・介護連携の推進**

高齢化の進展に伴い、在宅で医療・介護を必要とする患者の増加が見込まれています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携を図りながら、多職種連携システムの構築や人材育成、地域住民への普及啓発など、在宅医療・介護体制の充実に取り組みます。

また、高齢者の介護予防、自立支援・重度化防止の強化に向けて、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促す地域リハビリテーションの取組を推進します。

## **6 高齢者・障害者の相談支援体制の整備**

高齢者と障害者の地域生活を支えるため、各区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）・地区健康福祉ステーションとともに、市内 49 ヶ所に設置している地域包括支援センターや、市内 28 ヶ所に設置している障害者相談支援センターを中心に相談支援事業の充実を図り、支援体制を強化していきます。

併せて、地域の多様な支援ニーズに的確に対応できるよう、地域ケア会議や地域自立支援協議会の充実を図りながら、介護支援専門員や障害者相談支援専門員等との連携体制を強化していきます。

## (4)

# 長 寿 社 会 部

### 1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「川崎らしい都市型の地域居住の実現」を目指し、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までを計画期間とする「第8期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(かわさきいきいき長寿プラン)を令和2(2020)年度に策定しました。この計画は、地域包括ケアシステムの構築に向けて策定した「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念に位置付け、その考え方を計画に反映しています。

この計画に基づき、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」、「介護が必要となっても『かわさき』で暮らし続けられる支え合いのまちづくり」を基本目標として、「いきがい・介護予防施策等の推進」、「地域のネットワークづくりの強化」、「利用者本位のサービスの提供」、「医療介護連携・認知症施策等の推進」、「高齢者の多様な居住環境の実現」の取組を進めます。

### 2 高齢者の多様な居住環境の実現

令和元(2019)年度に実施した「高齢者実態調査」の結果によると、多くの高齢者が「介護が必要になった場合でも、家族に負担をかけずに自宅で暮らしたい」と望まれている状況です。そのため、在宅生活を支えていくための居宅サービスや、地域に密着したサービスの拡充、さらには、介護者の負担軽減のためのショートステイの整備を進めていくことが重要です。

具体的には、要介護度の比較的高い高齢者の在宅生活を支える、24時間体制で随時対応が可能な「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「通い」・「訪問」・「泊まり」を組み合わせた「小規模多機能型居宅介護」及び医療的ケアを加えた「看護小規模多機能型居宅介護」や「認知症高齢者グループホーム」等の「地域密着型サービス」の整備を計画的に推進します。また、要介護度が重度の方で、在宅生活が困難となった際の重度者向けの住まいとして「特別養護老人ホーム」等の整備を進めます。

### 3 介護人材の確保、定着支援

介護サービス分野において、全国的に人材不足が深刻となっている中、介護サービスの最大の基盤は人材であることから、介護サービス事業者による人材確保・定着の取組を後押しする施策を展開しています。

国や都道府県は介護報酬や介護人材の需給予測などの制度設計において、川崎市は人材の呼び込み、就労支援、定着支援、キャリアアップ支援の4つの取組を柱として、人材の確保・定着と、質の高い介護サービスの提供に向けた取組を進めています。

今後ますます少子高齢化が進む中、これまでの取組の推進とともに、介護人材のマッチング・定着支援や介護ロボット等の導入支援などの取組を進めます。

## **4 かわさき健幸福寿プロジェクト**

介護サービス事業所が提供するサービスの質を適正に評価する「かわさき健幸福寿プロジェクト」の取組を通じて、介護サービス事業所、利用者・家族の意識に影響を与え、自立に資する行動変容を促すことを目指しています。

今後は、好事例を共有する場を設けるほか、事業効果の測定、検証を行うとともに、この取組の趣旨等について更なる普及・啓発を行っていきます。

## **5 高齢者のいきがい施策**

高齢化がますます進行する中で、高齢者のいきがい・健康づくりや社会参加を促進することが求められています。地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者が地域で積極的な役割を担えるような環境づくりに努め、高齢者が地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、いきがいづくりや地域社会への参加等を支援します。

具体的には、高齢者の社会参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、「高齢者外出支援乗車事業」を実施しており、今後、高齢者のさらなる社会参加の促進と持続可能な制度構築に向けて、高齢者特別乗車証明書の ICT 化に取り組みます。

また、教養・レクリエーションの向上、健康の増進などのために活用する公の施設として、いこいの家といきいきセンターを運営しており、引き続き、平成 30(2018)年度に策定した「いこいの家・老人福祉センター活性化計画『IRAP(アイラップ)』」に基づき、時代背景にあった施設としてさらに活性化し、高齢者を中心とした地域の多くの方に利用されるための検討を進めます。

その他、高齢者を中心としたスポーツと文化の祭典である「ねんりんピックかながわ 2022(第34回全国健康福祉祭 神奈川・横浜・川崎・相模原大会)」の円滑な運営に向けた開催準備の取組を進めます。

## **6 介護サービスの提供**

加齢による疾病等で、要介護・要支援状態となり、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理等の医療が必要な方に対して、保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行い、すべての高齢者が安心して生活できるための施策を展開していきます。

また、利用者自身の選択に基づく介護サービス(居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービスなど)の利用により、その方の能力に応じ自立した日常生活が営めるように、必要な介護サービスを着実に提供します。

# (5)

# 障害保健福祉部

## 1 かわさきノーマライゼーションプランの推進

本市の障害福祉施策の総合的な計画として、「障害のある人もない人も、お互いを尊重しながらともに支え合う、自立と共生の地域社会の実現」を基本理念とする「第5次かわさきノーマライゼーションプラン」を令和3(2021)年に策定しました。この計画は、地域包括ケアシステムの構築に向けて策定した「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念に位置付け、その考え方を反映しています。

この計画に基づき、「育ち、学び、働き、暮らす」、「地域とかわる」、「やさしいまちづくり」の3つの基本方針のもと、福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり施策などが連携しながら様々な取組を進めます。

## 2 障害を理由とする差別の解消に向けた取組

平成28(2016)年4月に障害者差別解消法が施行されたことに伴い、市民の理解を深めるため、制度周知等の啓発を行うとともに、市職員向けには、「対応要領」に基づいた研修などの取組を進めています。

今後も、障害を理由とする差別を解消するため、障害者差別解消支援地域協議会において課題を協議しながら、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合い、共に生きる社会（共生社会）の実現のための取組を進めます。

## 3 障害児支援の充実

障害児については、子どもとしての育ちを保障していくとともに、発達状況や障害特性を適切に把握し、専門的な支援を図っていく必要があります。そのため、市内4か所の地域療育センターにおいて、適切な評価を行うとともに、子どもの状態に応じて、社会性やコミュニケーションスキルなど生活力が高まるよう療育の充実に努めます。

また、平成17(2005)年に「発達障害者支援法」が施行されたことを踏まえ、乳幼児期から成人期まで、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築に向けて、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して取組を進めるとともに、昨今の医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な児童が増加していることから、医療的ケア児に対する在宅支援の充実に取り組みます。

## 4 障害者施設の整備

在宅で暮らしている障害のある方の日中活動の場として、福祉的な活動の場、地域生活での日常生活力の向上などを行う場、一般就労に向けた訓練の場など、それぞれの障害の状況やニーズに応じたサービスの充実に努めます。

また、居宅介護などの在宅サービスの充実、住まいの場であるグループホームや地域

生活を支援する拠点施設の整備を推進するなど、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まいの確保に向けた取組を推進します。

## **5 精神保健福祉対策促進**

近年、「こころの健康」について社会的関心は高まっています。このような中で、日々の生活の中で「こころの健康」の保持増進を図りつつ、精神疾患や精神障害の有無に関わらず、社会の一員として、地域において安心して暮らし続けることができるよう取組を進めます。

また、本市では、「第3次川崎市自殺対策総合推進計画」を令和3(2021)年3月に策定しました。この計画に基づき、「自殺の実情を知る」「自殺防止のためにつながる」「自殺防止のために支える」の3つの基本方針のもと、自殺の防止等に関する調査研究や普及啓発、関係機関のネットワーク形成による連携強化と人材育成、地域精神医療体制の確保等の施策を進めます。

## **6 障害者の就労支援**

令和3年(2021)年3月に改正障害者雇用促進法が施行され、精神障害者の雇用が義務化されたことに伴い、法定雇用率が引き上げられました。このような中、福祉施設から一般就労への移行者数が毎年増加傾向にあり、就職後の定着に向けた支援とあわせて、雇用する企業に対する支援を実施していく必要があります。一方で、福祉的就労の場では、引き続き利用者工賃の向上が求められています。

こうした状況を踏まえ、地域就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした一般就労に向けた支援や、セルフケア意識の向上を図る川崎就労定着プログラム(K-S T E P)の普及啓発などによる職場定着支援を行うとともに、企業応援センターかわさきにおいて企業向けの雇用相談を実施するほか、業務の共同受注窓口である川崎市障害者施設しごとセンターを中心とした障害福祉サービス事業所等の工賃向上などの取組を進めます。

# (6)

# 保健医療政策室

## 1 地域医療対策

高齢化の進展に伴い、医療・介護ニーズの増大が見込まれる中、需要に対応できる医療提供体制が必要になっています。そのため、県の保健医療計画との整合や、関係団体等との連携を図りながら、令和3(2021)年3月に見直した「かわさき保健医療プラン」に基づき、将来の医療需要を踏まえた病床機能の確保及び連携などの取組を進めます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた検証を適切な時期に行い、新興・再興感染症にかかる課題の整理や今後の取組に関する検討を進めます。

## 2 救急医療

夜間や休日等における救急医療体制の安定確保が求められており、新型コロナウイルス感染症に対応しながら、救急搬送を必要とする患者が医療機関に円滑に受け入れられる体制を強化することが必要になっています。

こうしたことから、小児救急や周産期救急等の救急医療体制の安定した運営を確保するための取組を推進するとともに、救急医療機関の機能が十分に発揮されるような体制づくりに取り組めます。さらに、救急医療電話相談事業の実施に向けた検討や救急医療に関わる認識や理解を深めるための広報の充実に取り組めます。

## 3 災害時医療

過去の災害で明らかになった災害時医療救護体制の問題点や専門家の意見等を踏まえ、実効性のある体制を構築するため、災害医療コーディネーターを配置し、平時から災害に備えた検討を行い、取組を進めます。

また、川崎市内における自然災害をはじめ大規模交通事故等の局地的な災害現場において被災者の救命処置等を行う「川崎DMAT」については、市内3病院体制を維持するため、隊員養成のための訓練の実施、資機材の購入等の支援を引き続き行います。

## 4 看護職員確保対策

看護職員の「新規養成」・「定着促進」・「再就業支援」を三本柱として、市内看護師養成施設の運営支援や修学資金貸与制度の運用、院内保育所の運営支援等による医療機関等の勤務環境改善の取組のほか、未就業看護職員の復職支援や各種相談・研修事業を実施する川崎市ナーシングセンターへの運営支援等の取組を進めます。

また、医療の高度化・多様化への対応と、地域包括ケアシステムの担い手としての質の高い看護師の養成に向けて、市立看護短期大学の4年制大学化と連携した取組を進めます。



# (7)

# 保 健 所

## 1 健康危機管理対策・災害保健

新興・再興感染症、広域的な食中毒、有害物質の暴露等、様々な健康危機から市民の生命及び健康を守るため、健康危機管理業務に携わる局内外関係課と協力し、引き続き危機管理体制、初動対応及び連絡体制の整備を推進します。また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、健康危機の発生時に初動対応を担う保健所を含めた危機管理体制について検証するとともに、平時から市職員、市内医療従事者及び関係事業者等の危機管理意識や対応力の向上を図るための研修会を実施します。

また、令和元年台風19号等からの教訓を踏まえ、災害時の保健活動について、他の地方公共団体等と連携して、災害時の情報収集や、医療機関との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援及び人材受入れ等に関する体制の整備を推進します。

## 2 健康づくり・介護予防

健康増進計画「第2期かわさき健康づくり21」に基づき「市民が主役の健康づくり」を目指すため、生活の質の向上を図る取組や、健康寿命の延伸に向けた取組を進めます。

また、生活習慣病発症及び重症化の予防のため、健康的な生活習慣を実践するための栄養、運動、たばこ（禁煙）、歯と口の健康等の分野における各種の取組を進めます。受動喫煙防止対策については、改正健康増進法の全面施行に伴い、多数の者が利用する施設等の類型に応じ、各施設等においてこれに沿った対応が必要となったことから、引き続き、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、各施設への周知、義務違反への対応など、望まない受動喫煙が生じないよう取組を推進します。

さらに、「第8期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（いきいき長寿プラン）」に基づき、主体的な健康づくり・介護予防に向けた取組として、普及啓発活動及び地域の活動や社会参加を促すための支援を行います。

これらの健康づくり、重症化予防、介護予防の施策を一体的に検討し取組を進めるにあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防に十分留意するとともに、国において、健康・医療・介護の総合的なデータヘルス改革が進められていることを踏まえ、効果的な保健・予防施策の構築を目指します。

国民健康保険特定健康診査・特定保健指導については、「川崎市国民健康保険第2期データヘルス計画（第3期特定健康診査等実施計画）」に基づき、受診勧奨の取組を進めます。

がん検診については、特定健康診査の受診勧奨との連携や、各種受診勧奨の取組を進めていくことで、受診率等の向上に努めます。

## 3 食育の推進

近年の食生活をめぐる環境の変化に伴い、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな

人間性をはぐくむために食育の推進が重要となっていることから「第4期川崎市食育推進計画」に基づき、すべての年代の市民に食育を推進していきます。市民一人ひとりが食に関する知識と食を選択する力を養い、健全な食生活を実践していけるよう家庭、学校、地域、企業等さまざまな分野との連携を図りながら「最幸のまち かわさき」の実現に向け、取組を進めていきます。

#### **4 環境保健**

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、公害健康被害被認定者に対する認定更新や補償給付の他、家庭療養指導やインフルエンザ予防接種費用助成、転地療養等の公害保健福祉事業に取り組みます。

また、気管支ぜん息に関する知識の普及を啓発する講演会の他、ぜん息児を対象とする運動教室やキャンプなどの公害健康被害予防事業や、気管支ぜん息患者等を対象とするアレルギー対策事業等に取り組みます。

#### **5 医務・薬務**

昨今の医療事故等の増加に伴い、医療のあり方に対しても市民の関心が高まっており、医療の安全と信頼を高め、市民が安心して医療機関を利用できるようにするため、医療安全の確保対策が重要となっています。さらに、良質な医療の提供には医療関係者の資質の向上が必須であり、これらの対策を引き続き進めていきます。

医薬品については、市民の健康被害を防止するため、薬局、医薬品販売業等に対し適正な販売、保管、管理などの監視・指導を実施し、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保に努めます。また、適切な医薬品使用のため、お薬手帳、かかりつけ薬剤師及びかかりつけ薬局の普及に取り組みます。さらに、大麻等の乱用が若年層に拡がりを見せていることから、薬物乱用防止啓発活動を実施していきます。また、毒物劇物による事故等を防止するため、業務として毒物劇物を取り扱う者の監視指導を実施し、市民の安全確保を図っていきます。

血液対策事業については、輸血用血液は人工的に造れず、長期間の保管もできないことから毎日一定数の献血者が必要になること、定期的な輸血を受けなければならない方がいることについて周知し、献血思想の醸成に努めます。

#### **6 生活衛生**

環境衛生関係営業施設の衛生に関する市民の関心は、以前にも増して高く広がっており、各施設の衛生水準の維持・向上及び営業者等による新型コロナウイルス感染症対策のための業種別ガイドラインを踏まえた自主管理の推進が重要な課題となっています。また、環境衛生事業は、市民の生活環境と密接に関わっており、日頃から施設の衛生確保及び安全面を確認することで、市民の快適で安全な暮らしの確保につながっています。さらに、市民に対して健康的な住まい方の知識の普及啓発等を行い、住まいにおける衛生的な生活環境の確保に取り組みます。

動物の愛護及び管理については、ペット飼養数が増加している一方で、不適切な飼育に起因する近隣への影響や、遺棄、虐待、多頭飼育問題の増加が懸念されています。そこで、コロナ禍に対応した適正飼養の普及啓発をより一層推進し、動物による危害防止や生活被害等への適切な対応、遺棄・虐待等を厳罰化した改正動物愛護管理法に基づく取組を進め、マイクロチップ装着義務化に備えるとともに、狂犬病の発生時に備えた対策を推進します。

葬祭場の管理運営事業については、火葬需要の増加や葬儀形態の多様化等の課題について、指定管理者との連携や関係業者との調整を図り、安定的な運営に努めます。また、感染症火葬において、感染防止対策を徹底し、安全で円滑な運営に努めます。

## **7 新型インフルエンザ等対策**

平成 25(2013)年度に「川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、平成 28(2016)年度にガイドラインを作成しました。今後も国の行動計画の改正動向を注視し、本市の行動計画、ガイドラインの見直しを進めていきます。

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済活動への影響を最低限に抑えるために、平時から関係部局、近隣自治体と連携を強化し、医療体制や住民接種体制及び特定接種体制について整備を進めていきます。

さらに、新型インフルエンザ等の発生を想定し、広く医療機関職員及び行政職員を対象としたワークショップや研修の開催、医療機関と連携した訓練をリモート開催も考慮して実施し、新型インフルエンザ等対策の普及啓発及び発生時の対応を円滑にする体制整備を行います。また、必要資器材の効率的な備蓄について、今後も実施していきます。

なお、令和 2（2020）年以降に国内で流行した新型コロナウイルス感染症が、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（特措法）及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）において「新型インフルエンザ等」に定義付けられ、新型インフルエンザ同様に、住民生活・経済など社会全般に及ぼす影響が多岐に渡っていることから、法に基づく適切な対応について、庁内関係部署、県域・九都県市等の近隣自治体並びに市内医療機関及び関係団体等と連携して対応することで、感染症のまん延の防止に努めます。

## **8 感染症対策**

近年、交通手段等の発達に伴う人・物の交流・移動の増大により、感染症が限定的な地域での流行にとどまらず、国内での感染拡大、さらには国境を越えて国際社会全体に感染が拡大する事態が発生しやすくなっています。令和 2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症が国内及び世界で流行し、エボラ出血熱、中東呼吸器症候群（MERS）、ジカウイルス感染症等に加え、国際社会にとって大きな脅威となっています。本市は、臨海部が国際空港に隣接しており、麻しんや侵襲性髄膜炎菌感染症等、海外で流行する感染症の侵入のおそれが高いため、令和 3（2021）年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた、感染症対策の強化を継続して実施してまいります。

また、国際社会で大きな課題となっている薬剤耐性（AMR）微生物対策について、平成 29(2017)年度から開始した、医療機関及び社会福祉施設等との地域連携の取組を強化するとともに、市民への普及啓発を実施していきます。

平時から、様々な媒体を活用し、より広い世代の方にインフルエンザや感染性胃腸炎等に関する標準予防対策や、発生時のまん延防止対策に関する普及啓発を実施するとともに、社会福祉施設等でこれらの感染症が集団発生した場合には、関係機関と連携し、早期に迅速に対応することで、影響を最小限に抑えるようにします。

国内最大級の感染症であるB型肝炎及びC型肝炎に係る対策については、早期発見・早期治療のために肝炎ウイルス検査の受検の促進を推進するとともに、平成 27(2015)年度から開始した「陽性者フォローアップ事業」を継続し、感染者を適切な医療へ繋げるための取組を進めていきます。風しん対策については、令和 3(2021)年度に 43 歳から 59 歳になる男性を対象に、国の追加的対策事業としての抗体検査と第 5 期定期予防接種を無料で実施するほか、市の独自事業についても、平成 30(2018)年 12 月から対象者に追加した、令和 3(2021)年度に 33 歳から 62 歳になる男性に対する無料の抗体検査と予防接種費用の助成を継続し、先天性風しん症候群の発生を防止する取組を強化します。

## 9 予防接種

伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の維持・向上に寄与するために、予防接種を実施します。

「麻しんに関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、接種率向上への取り組みとして、予防接種台帳管理システムを活用し、未接種者の迅速な把握及び適切な接種勧奨をしていきます。

令和元年(2019)年度から骨髄移植等の治療により、既に接種した定期予防接種の免疫が失われ、再度予防接種が必要な方に対する費用の助成を開始しています。

また、令和 2 年(2020)年 1 0 月 1 日から、定期予防接種としてロタウイルスワクチンを実施しています。

なお、令和 2 年(2020)年 8 月に、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い規定の時期に定期予防接種を受けられなかった対象者に対し、接種機会を確保することを目的に期間の延長制度を施行し、継続して感染症の発生及びまん延の予防に努めていきます。

## 10 エイズ・結核対策

新規のH I V感染者・エイズ患者の報告数は、全国的には横ばい傾向で、以前はエイズを発症してから医療機関を受診し、いきなりエイズと診断される事例が見受けられましたが、最近では明らかな症状がない状況でスクリーニング検査を受けH I Vに感染していることを知らされる割合が増えました。そのため、従前から実施している区役所や日曜検査相談室による無料匿名検査や1 2月の世界エイズデー前後のイベント検査を契機とした早期発見・診断等の対策が必須であり、また2 0 1 6年頃より若い年齢層に梅毒が急増し続けている状況からも、H I Vスクリーニング検査の機会に同時検査が実施で

きる体制を維持し、これまで以上に感染予防のための正しい知識の普及と利便性の高い検査体制の整備を推進していきます。

結核は、日本での罹患率は年々減少傾向で、本市においても同様ですが、令和元(2019)年の結核罹患率は12.0であり全国の結核罹患率11.5と比較するとわずかに高い状況です。また、全国と同様に高齢者の結核早期発見は課題であり、加えて若年層での患者発生や外国生まれの結核患者への療養支援等も課題となっています。更に、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えや定期健診の不徹底により、本来軽症で発見されていた結核患者が今後重症化してから診断され、周囲への感染が拡大することが懸念されます。結核を正しく理解してもらうための継続的な普及啓発、長引く咳等の有症状者への受診勧奨、事業所や学校が行う定期健診の勧奨、患者療養支援の徹底、医療機関への診断に関する研修などの対策を強化し、地域特性をふまえた有効な予防対策を進めていきます。

## **11 食品衛生対策**

ノロウイルスや腸管出血性大腸菌による大規模食中毒、食品の不適切な表示、食品への異物の混入等、食品の安全性に関する問題が発生しています。

近年は、広域流通食品により食中毒患者が散発的に広域で発生する事例が散見されるため、自治体間の連携の重要性も高まっています。

これらのことから、食品の安全性の確保を図るため、川崎市食品衛生監視指導計画に基づき、食品等の検査や施設の監視を行い、食品衛生法等で定められた基準への適合を確認します。

食中毒等の発生時には、原因究明や健康被害拡大防止対策を講じ、広域規模の事例では、厚生労働大臣が設置した広域連携協議会を活用するなど庁内外関係機関との連携を強化し、迅速に対策を講じます。

また、原則、全ての食品等事業者には義務付けられるHACCPによる衛生管理の適切な実施を推進していきます。

食品表示については、アレルギー、消費期限、原料原産地等が、食品表示法の基準に適合しているか監視指導を行います。

さらに、市民や関係団体に対し、食品の安全に関する正しくわかりやすい情報の発信を行い、リスクコミュニケーションを行います。

## **12 新型コロナウイルスワクチン接種**

新型コロナウイルス感染症が社会、経済等に及ぼす影響は甚大なことから、感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、ワクチンへの期待が高まっています。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種については、予防接種法に特例が設けられ、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において接種を実施することと定められました。本市においては、市が設置する特設会場において予防接種を実施する「集団接種」、協力医療機関において予防接種を実施する「個別接種」、高

齢者が入所する施設を巡回して予防接種を実施する「巡回接種」の3つの接種体制を併用し、市内の医療関係団体と連携しながら、安全かつ確実に、可能な限り速やかに、希望する全ての市民へワクチン接種を実施します。

# (8)

# 医 療 保 険 部

## 1 国民健康保険

国民健康保険制度は、職場等の医療保険加入者、後期高齢者医療制度加入者及び生活保護受給者等を除く全ての住民が加入する医療保険制度で、国民皆保険の基礎となっています。被保険者に高齢者や低所得者を多く抱える構造的要因から財政基盤が脆弱であり、さらに、高齢化の急速な進展や医療の高度化により、一人当たりの医療費は増加を続けており、厳しい財政運営を余儀なくされています。

本市においては、引き続き医療費及び資格適用の適正化対策、保険料の適正賦課を実施するとともに、保険料の収納対策においては、委託事業者による架電、訪問徴収などの初期未納対策の他、全市一斉の文書催告や効果的な差押、捜索などを実施し、より一層取組を強化します。

また、国の制度改革に伴い、平成 30(2018)年度から県が国民健康保険にかかる財政運営の責任主体となったことにより、県が策定した運営方針に基づき、国民健康保険の更なる安定的な運営に努めます。

## 2 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、市町村と保険者である後期高齢者医療広域連合が連携して運営しています。75 歳以上の高齢者等を被保険者とする後期高齢者医療制度が円滑に運用されるよう、被保険者証の引渡し、保険料の徴収、申請・届出の受付等の市町村事務を適正に実施します。

また、被保険者数や医療費の更なる増加が見込まれる中、高齢者の保健事業の実施にあたっては、高齢者の特性を踏まえ、被保険者の状況に応じたきめ細やかな対応を行うため、国民健康保険の保健事業及び介護保険制度の地域支援事業との一体的な実施を推進します。

## 3 国民年金

国民年金は、原則として 20 歳以上 60 歳未満の国民が加入対象であり、基本の老齢基礎年金のほか、病気や事故によって一定の障害が残った場合や、生計維持者が死亡した場合など、不測の事態に備えるものもあります。給付の財源は現役世代の加入者が納める保険料等であり、世代を超えて支える仕組みとして、高齢化が進行していく中でも制度が安定的に維持される必要があります。

国においては、将来に渡って給付と負担のバランスを図る仕組みとして、マクロ経済スライドによる支給額の調整を実施していますが、賃金変動率（▲0.1%）が物価変動率（0.0%）を下回ったため、賃金変動率による改定が初めて適用され、今年度の年金額は 0.1%引き下げられ、マクロ経済スライド率は翌年度以降に繰り越しとなりました。

今後も、国では制度の持続可能性を高め、将来世代の年金給付水準の確保を図るため

の検討や手続のオンライン化の検討が進められることから、法改正等に従い適切に事務を執行します。

#### **4 自立支援医療(更生医療・精神通院医療)・重度障害者医療費助成制度**

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療（更生医療・精神通院医療）や重度障害者が医療機関等に受診されたときの保険医療費の自己負担額を助成する重度障害者医療費助成を実施します。

また、重度障害者医療費助成制度においては、急速な高齢化の進展、平均寿命の伸び及び医療の高度化による対象者の増加や、神奈川県補助制度の見直しによる市の財政負担の増大が課題となっていることから、持続可能で安定的な制度のあり方について更に検討を進めていきます。

#### **5 指定難病医療費助成制度**

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、国が指定する難病に関する医療費の助成及び指定医療機関・指定医の指定などについて、公平かつ安定的に制度を運営していきます。

また、急速な高齢化の進展、平均寿命の伸び及び医療の高度化に伴い、今後も受給者数の増加が見込まれることから、制度運営の更なる効率化に努めます。



## **(9) 総合リハビリテーション推進センター**

### **1 全世代・全対象型の地域リハビリテーションの推進**

「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とした、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方を実現する具体的な取組として「地域リハビリテーション」を位置付け、対象者を年齢や疾病、障害の種別等で限定しない、全世代・全対象型の地域リハビリテーション体制の構築を進めます。

具体的には、南・中・北3か所の地域リハビリテーションセンターを中心として、より困難な課題を抱える制度の狭間にある方や複合的なニーズを有する方が、適切な支援を受けながら地域で生活していくことができるよう、専門的な相談支援を包括的に提供できる支援体制を整備していきます。

### **2 全市的なサービスの質の向上**

障害者更生相談所と精神保健福祉センターの機能を統合再編し、法令に定められた障害者手帳の審査・判定等の機能と、高齢者や障害児も含めたサービスの質の向上や、関係機関、事業所等のネットワーク化を推進する機能を持つ機関として位置付け、保健医療福祉に関する地域資源の全市的な連携を進めていきます。

具体的には、先進事例の情報収集や課題の検討（調査研究業務）、施設・事業者間連携の強化に向けたサポート（連携調整業務）、相談支援従事者に対する専門的な研修の計画・実施（人材育成業務）を推進します。

## (10)

# 健康安全研究所

### 1 健康安全研究所の運営

感染症や食中毒、未知物質混入等の健康危機事象発生時はもとより、平常時から地方衛生研究所としての基本機能（試験検査、調査研究、情報発信、研修指導）を十分に発揮することにより、本市における科学的かつ技術的中核として地域保健対策を効果的に推進し、市民の健康で安全な生活を守るための総合的検査機関としての役割を担います。

また、殿町国際戦略拠点（キングスカイフロント）に位置する立地を生かし、ライフサイエンス分野における共同研究を推進し、公衆衛生の向上に寄与できる研究成果の創出を目指します。

さらに、感染症情報発信システムを活用して市内医療機関との情報共有ネットワークを強化するとともに、本市における実地疫学専門家の育成と疫学調査を支援するネットワークの構築に向けた取組（FETP-Kプラン）を進めることで、感染症対策を専門的に支援し、健康危機事象の拡大防止・再発防止に迅速に対応します。

## (11)

# 看護短期大学

### 1 看護短期大学の運営

医療技術の進歩による医療の高度化・専門化に伴い、広い看護ニーズに対応できる資質の高い看護職員の養成が求められています。

看護短期大学は、令和6年3月末で閉学となりますが、引き続き、看護に関する高度な知識及び技術について享受・研究し、併せて豊かな教養と人格を備え社会の保健医療の向上に寄与する有能な人材を育成します。また、地域や市内関係機関との連携を強化し、市立病院をはじめ、市内医療機関への就職を推奨することにより、医療人材の確保に努めていきます。

### 2 市立看護大学の設置準備

医療の高度化・多様化への対応と、医療機関はもとより地域の様々な場で活躍することができ、地域包括ケアシステムに資する看護職の養成に向けて、大学設置認可に係る申請や既存施設の整備など、令和4年4月の開学に向けた取組を推進します。

令和3(2021)年度事業概要  
川崎市健康福祉局

令和3(2021)年4月発行

発行・編集 川崎市健康福祉局総務部企画課

# Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

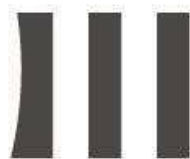
川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市